

高等教育における障害学生支援 —アメリカの支援システムに学ぶ—

大庭重治*

近年, 日本の大学では, 特定の私立大学に限定されることなく, 障害のある学生が多数大学に進学するようになってきた。障害学生が大学に入学した場合, 受け入れ大学は, 彼らの障害の状況に応じて, 在学中の学習・研究環境を整備, 保証していくことが必要である。このため, 障害学生支援システムを構築し, 全学的見地から障害学生に対する支援に努めている大学も散見されるようになってきた。しかしながら, 地方にある特に小規模な国立大学においては, その対応が大きく遅れているのが実状であり, その改善策が求められている。このようなことから, 本研究では, 障害学生に対する支援システムが確立しているアメリカの大学を訪問して聞き取り調査を実施し, 障害学生支援室を中心とした一連の支援手続きや具体的な支援内容について整理するとともに, 今後大学が障害学生支援システムを構築していく際に配慮すべき諸課題について検討した。

キーワード: アメリカ 訪問調査 高等教育 学習・研究支援システム 障害学生

I. 問題と目的

障害のある学生(障害学生)に対する高等教育が実施されるようになったのは, 私立大学における教育に負う所が大きく, 早稲田大学や慶応大学などは, このような教育における先駆的な役割を果たしてきた(鈴木, 2002)。これに比べると, 国立大学における障害学生に対する対応は非常に遅れており, ようやく近年になってその必要性が認識され, 大学内に障害学生を支援するための組織を設ける大学が散見されるようになってきている。また, 現在それらの大学に在籍する障害学生や, 既に盲学校や聾学校を初めとする様々な教育現場において活躍している障害のある教師の中には, 今後, さらに大学院に進学して研究をすすめようとしている者も少なからず存在しており, 大学院における支援の必要性も生じている。このような障害のある学生や教師にとって, 大学において学習・研究をすすめるためには, 大学からの適切な配慮を伴う支援が必要不可欠である。すなわち, 障害学生が大学に入学した場合には, 当然のことながら, 受け入れ大学は在学中の彼らのアカデミックな学習・研究環境を保証していなければならない。

アメリカでは, 1973年の「リハビリテーション法504

条(Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973)」により, 連邦政府の補助金を受けている団体は, 大学も含めて障害を理由にした差別をしてはならないことが明示された。さらに1990年の「障害を持つアメリカ人法(The Americans with Disabilities Act: ADA)」により, 大学に障害学生を支援するシステムが整備され, ADA コーディネータが置かれるようになった。また, イギリスやオーストラリア, カナダなどにおいても障害学生の支援を保障する法的整備が進んでいる。日本ではこのような法律の整備は遅れているものの, 教育の機会均等を保障するために, 各大学の責任において障害学生支援を実施していかなければならない。その際, 学生本人に対する支援とともに, その学生が受講する授業の担当者, あるいは研究室の指導教官をも大学が組織的に支援していくことが必要である。

そこで本研究では, 障害学生に対する支援システムが確立しているアメリカの大学を訪問し, 同様のシステムを日本の大学において構築していくための情報収集を行った。この調査結果に基づいて, 1) 障害学生支援に求められる実施手順と支援内容を整理すること, 2) それらを実現するために, 大学が支援システムを構築していく際に検討すべき諸課題を明らかにすることを本研究の目的とした。特に, 地方にある小規模大学において, 障害のある大学院生を対象とした専

* 上越教育大学障害児教育講座

門性の高い学習・研究支援システムを構築するための手だてについて検討することを目指した。これらの成果は、小・中学校において、今後障害のある子どもたちを対象とした特別支援教育を実現していくための校内体制を構築していく際のモデルとしても貢献できると思われる。

II. 方 法

1. 調査日時

2003年10月19日～11月1日

2. 調査大学と調査内容

アメリカオレゴン州ユージーン市にあるオレゴン大学(University of Oregon) , レイン・コミュニティー・カレッジ (Lane Community College), 及びワシントン州シアトル市にあるワシントン大学 (University of Washington)を訪問した。これらの大学では、主に以下の機関において関係者に対してインタビューを行うとともに、文献資料の収集を行った。

1) オレゴン大学における調査内容

〈障害学生支援室 (Disability Services)〉

障害学生支援全般に関する資料の収集及び聞き取り調査を実施した(写真1)。

〈適応支援センター (Adaptive Technology Cen-

ter)〉

障害学生に適用する具体的な補助器機の視察とその支援内容について、聞き取り調査を実施した。〈カウンセリング・テストセンター (Counseling & Testing Center)〉

支援対象となる障害学生の診断・評価について聞き取り調査を行うとともに、施設を視察した。〈アカデミック・ラーニング・サービス (Academic Learning Services)〉

LD学生などに対する学習支援(特に、読み、書き、数学)について、資料の収集及び聞き取り調査を実施した。

その他、視覚障害学生本人や障害学生を支援している博士課程の院生にインタビューを行い、実際の支援状況について説明を受けた。

2) レイン・コミュニティー・カレッジにおける調査内容

〈障害学生支援室 (Disability Services)〉

障害学生支援全般に関する資料の収集及び聞き取り調査を実施した。障害学生支援室内の視覚障害インストラクター及び手話通訳者より、各領域における支援内容とその実施方法について聞き取り調査を行い、その後授業における支援の様子を参観した(写真2)。また、視覚障害学生本人より実際の支援状況について説明を受けた。さらに、支援室長のご厚意により、ADAに関するセミ



写真1 オレゴン大学障害学生支援室

室長のSteve Pickett氏とともに。支援室には室長を含め6名のスタッフと秘書が常駐しており、学習上の支援を申し出た学生との話し合いにより具体的な支援内容を決定し、その支援の実現に向けた手続きを行っている。

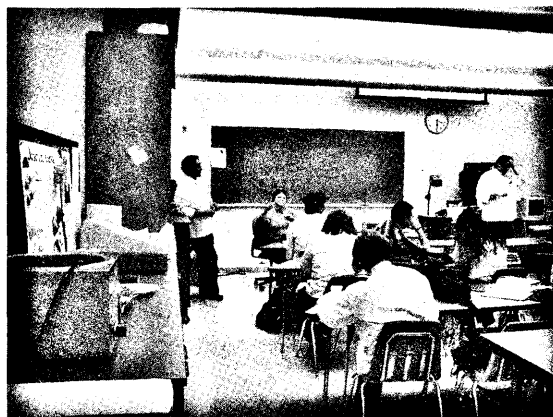


写真2 レイン・コミュニティー・カレッジ障害学生支援室支援室に所属する手話通訳者のCathie Reschke氏が、調理師養成プログラムの授業において、最前列に座っている学生に対して手話通訳を行っている。脇に立っているのは、この授業のインストラクターを務めていたレストランのシェフである。

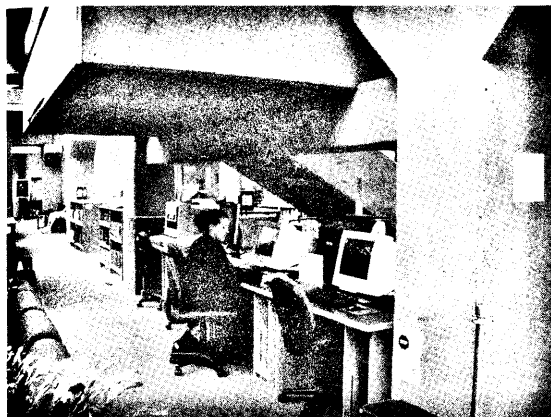


写真3 レイン・コミュニティー・カレッジ図書館

図書館の一角に、視覚障害者用のコンピュータが設置されており、障害学生が優先的に使用できるようになっている。図書館のスタッフは機器の使用に関する研修を受け、使用の申し出があった時にはすぐに対応できるようになっている。



写真4 ワシントン大学補助器機支援センター

同センターコンサルタントのDan Comden氏より補助器機に関する説明を受けた。ここでは、学生へのコンピュータのフィッティングを中心的な活動としており、全ての学生が全ての操作を行うことができるように工夫している。

ナーにも参加した。

〈大学図書館〉

図書館長より、図書館における障害学生支援の内容について説明を受けるとともに、館内の設備を視察した(写真3)。

〈社会科学部〉

心理学のインストラクターより、障害学生を含めた学生支援の具体的な内容について説明を受けた。また、同インストラクターの研究室に所属する学生によるチューターとしての支援活動を視察した。

3) ワシントン大学における調査内容

〈障害学生支援室 (Disabled Student Services)〉

障害学生支援全般に関する資料の収集及び聞き取り調査を実施した。また、障害学生の診断・評価のためのテストセンターを視察した。

〈適応支援センター (Adaptive Technology Center)〉

障害学生に適用する具体的な補助器機の視察(写真4)と、その支援内容について聞き取り調査を実施した。また、またワシントン大学において実施されているDO-ITプログラムに関して説明を受けた。

III. 障害学生支援の実施手順と支援内容

1. 実施手順

障害学生に対する支援は「障害学生支援室」がその窓口となり、全学的な視点に立ったコーディネータの役割を果たしている。支援室の主な活動は、学習上の支援を申し出た学生との話し合いにより具体的な支援内容を決定し、その支援の実現に向けた手続きをサポートすることである。

調査から得られた情報を整理すると、支援室における障害学生に対する支援は、およそ以下のような手順によって実施されている。

1) 障害に関する書類 (Documentation) の提出

学生は、支援室に対して、自らの障害状況が記述された書類を添えて、必要な支援について申請する。その際、障害状況の説明には専門機関による診断が求められる。たとえば、学習障害(LD)の学生が提出するDocumentationには、過去3年以内に実施された学習到達度検査、知能検査、情報処理能力検査の結果が記述されていなければならない。学内のテストセンターにおいてもこれらの診断が可能である。

2) 支援内容 (Reasonable Accommodation) の決定

支援を受ける資格があるかどうか (Eligibility) を判断してもらうために、学生は支援室のスタッフとの話し合いの機会を持つ。そして支援が必要

であると判断された場合には、その適切な支援の内容を決定する。

3) 支援に関する相互理解の促進

支援の内容、方針、手続き等が書かれたハンドブックに眼を通す。ハンドブックは冊子として提供される他、大学の Web ページに掲載されている。そこでは学生自らによる自主的な行動の重要性が何度となく強調されており、障害学生支援室はあくまでも学生の行動を支援するという姿勢が伺われる。また、支援を受けるためには、自らの責任を正しく理解しておくことも求められている。たとえば、手話通訳のサービスを受ける場合に、支援室に無断で2回授業を欠席すると、その後の手話通訳サービスは停止される。また10分以上の遅刻も欠席と同様にみなされる。

4) 支援申請書と受講計画の提出

支援について正式な申請書を作成し、受講計画書と共に支援室に提出する。支援内容が決定した後、それらの支援がいつ、どこで開講される授業に必要なのかを明確にする。また、ノートテイクや手話通訳者など、人的支援が必要な場合にはその確保を図る。

5) 授業者への支援要請

必要とする支援内容について、学生本人が授業者に要求する。障害学生支援室において検討された支援内容を学生本人が授業者に伝達し、その実施を依頼する。支援の必要性が授業者に十分伝わらない場合には、学生の要求に応じて障害学生支援室がその仲介役を果たすこともある。

6) 支援内容の変更連絡

受講クラスの追加等により支援内容に変更が生じた場合には、速やかに支援室に連絡をする。

7) 障害学生支援室との継続的連携

各学期ごとに支援室のスタッフと面会して、連絡をとり続ける。

2. 支援内容

障害学生支援室は他のサービス機関と連携をとりながら、上記の手続きに基づいて、次のような具体的支援を提供している。なお、視覚障害、聴覚障害、運動障害のある学生に対する具体的な支援については、障害別にその内容を Table 1 に示す。

1) 履修支援

カリキュラムの内容や単位の取り方について説明したり、コンピュータや電話での履修登録が困難な学生に対して登録の支援を行うサービスであ

る。また、必要とされる支援を授業が開始される前に準備しておくために、通常の履修登録期日より早い時期から登録ができるような配慮もなされている。

2) 教室の場所の移動

運動障害や疾病により移動が困難な学生のために、履修登録後、アクセスが容易な位置にある教室に講義室を変更するサービスである。障害学生支援室は、必要な支援を教務に関わる部署に依頼する。

3) 授業者とのコミュニケーションの支援

授業者に配慮を依頼する際のアシストである。支援室は、障害学生からの申し出により、障害の状況や必要としている支援内容を授業者に伝えるための手紙 (Notification letter) を発行したり、学生、授業者を交えた話し合いの機会を設定したりする。

4) 補助器機を使用するための支援

障害者用コンピュータを中心とした補助器機の使用に関する技術を提供するサービスである。障害の状況に応じて使用可能な補助器機を紹介したり、学習・研究においてそれらを使用できるように訓練の機会を提供する。このサービスは学内の適応支援センターが担当している。

5) 特殊な機器の短期貸出

障害学生が学習・研究において必要となるテーブルコーダ、TTY、点字地図などを貸し出すサービスである。

6) 録音サービス

視覚障害や読み障害、あるいは本をめくることが困難な運動障害のある学生に対して、図書をテープに録音して提供するサービスである。

7) ノートテイク

講義ノートを提供するための支援者の手配を行うサービスである。ノートテイクとなるのは同じクラスの成績が優秀な学生であり、障害学生支援室が報酬を支払っている。報酬は週2~3回程度で一期 \$ 100程度である。障害学生は自らもノートをとる努力を求められ、その補足的な手段として、提供されるノートを利用する。無断欠席の場合にはノートは提供されない。

8) 手話通訳

履修の先行登録により、手話通訳者が手配される。手話通訳を受ける場合には、ノートをとることが困難になるため、合わせてノートテイクの

Table 1 視覚障害、聴覚障害、運動障害のある学生に対する具体的支援内容（オレゴン大学の支援内容より抜粋）

■視覚障害学生に対する配慮内容

- ・OHP、黒板、資料の内容を大きな声で読み上げる。
- ・挙手を求めた時に何人が手を挙げたかなど、授業中の様子を言葉で説明する。
- ・ノートテイク用のテープレコーダ、ノートパソコン、筆記用具を準備する。
- ・実験助手を手配する。
- ・あらかじめ講義の項目や概要を読み上げておく。
- ・最大コントラストが得られるように白い紙に黒文字で書く。
- ・授業の予定や教室の変更が確実に伝わるように配慮する。
- ・拡大表示、読み上げ、点字出力などが可能なコンピュータの使用を許可する。
- ・試験の実施方法を変える。たとえば、問題を録音テープ、拡大文字、点字で提示する。また、問題を読んだり口頭での解答を記述したりする補助者、テープレコーダーへの録音による解答、時間延長、コンピュータや拡大読書機の使用を認める。
- ・代行機器を使用したり、問題を読んだり、口頭での解答を代筆したりする補助者が必要な場合には、試験時間を延長する。
- ・宿題を出す場合には、読み上げや点字出力が可能なコンピュータが使えるように、E-mailのような電子フォーマットを利用できるようにする。
- ・実験室における補助的設備を利用する（音声温度計、音声電卓、光検知器、触覚タイマーなど）。
- ・図形を提示する場合には、レーザーライターや立体コピーで提示する。
- ・副音声の説明がついたビデオ教材を使用する。

■聴覚障害学生に対する配慮内容

- ・授業者、黒板、手話通訳者が良く見える位置に着席させる。
- ・話している人の顔や口が見えるようにする。
- ・口頭で指示を出したり課題を与えたりする場合には、その内容を文書にして渡す。
- ・学生が授業中に新たな資料を読んだり写したりしていると手話通訳者を見ていられなくなってしまうので、資料は事前に渡しておくようにする。
- ・キャプション付きのビデオを使用するなど、可能であれば常に視覚教材を使用する。
- ・室内を暗くする必要がある場合には、手話通訳者が見えるように小さなスポットライトを使用する。
- ・他の学生から出た質問や意見を授業者が繰り返す。
- ・手話通訳者に注目してもらえるように、ノートテイクを手配する。
- ・試験の際には、時間延長、個別受験室の設定、ワープロの使用許可、指示を伝える手話通訳者の手配などの配慮を行う。
- ・新しい用語は黒板に書くか、資料として書いたものを渡す。
- ・授業者との議論には、E-mail、ファックス、ワープロを使用する。
- ・コンピュータによるノートテイクや同時キャプションを行う。
- ・緊急事態を知らせるための視覚的な警告システムを設置する。

■運動障害学生に対する配慮内容

- ・移動が容易な場所に教室を設定したり、授業者が生徒と会える場所を確保する。
- ・教室に座れる場所を確保する。
- ・ノートテイク、テープレコーダ、ノートパソコン、授業者やクラスメートのノートのコピーを用意する。
- ・特別な機能を持つコンピュータ設備／ソフトウェアを利用する。音声で動くワープロを使用したり、キーボードやマウスの改造を行う。
- ・試験方法を配慮する。時間延長、別室受験、口頭による解答の代筆、特別な機能を持つコンピュータの使用を認める。
- ・宿題がコミュニティー資源の利用を必要とする場合には、締切を柔軟に設定する。
- ・高さ調整が可能なテーブルを用意する。
- ・実験助手や受講時の補助者を手配する。
- ・建物の近くに駐車できるようにする。
- ・身体的能力の範囲で参加でき、しかもコースの目的に適合するような活動を設定する。
- ・教科書を録音したテープを用意する。
- ・参加可能な校外学習を計画する。

サービスも必要になる。また、手話通訳の代用として、コンピュータを介した同時キャプションングを利用することも可能である。

9) 試験方法の配慮

通常の試験を受けることができない学生に対するサービスである。サービスの内容は、学生の障害の状況と受講科目における試験の形式によって異なってくる。具体的なサービスとしては、試験時間の延長、口頭による解答、代筆による解答、試験問題の拡大または電子化、別室受験などがある。

10) その他

障害学生支援室は、学生に対して支援手続きや支援内容を明示するとともに、授業者に対して、障害の説明や授業における具体的な配慮方法を示した「教員用ガイドブック」を発行している。

IV. 支援システム構築のための検討課題

アメリカの大学における訪問調査を通して、障害学生支援に求められる実施手順及び支援内容の概略を把握することができた。これらを参考にしながら、今後大学が障害学生支援システムを構築していく際に必要になると思われる主な検討課題について以下に列挙する。

1. 学生支援における中心的な役割を果たす支援室の設置

学生支援を実現していくためには、その支援を全学的な視点からコーディネートするための障害学生支援室の設置が必要不可欠である。このような支援室の設置は、支援を希望する学生に対して支援の申請先を明示できるとともに、支援の遂行手続きを一元化できる利点がある。ただし、小規模な大学においては、本研究において調査を実施した大学にあるような独立した支援室の設置は困難である場合も多いと思われる。したがって、障害学生だけではなく、留学生なども含めた学生支援という枠組みの中で、ひとつの柱として障害学生支援を位置づけておくことが必要である。また、その日常的な運営においては、障害状況や研究内容の把握が必要であるとともに、IT技術に基づく支援が必要であることから、障害学生支援における教員の積極的な関与と、情報処理センターなど、IT技術に詳しいスタッフを抱える部門による支援室のバックアップが求められる。

2. 障害学生支援に関する内容の整理と実現化への対応

障害学生支援では、少なくとも次のような4つの側面からの支援が必要である。

1) 入学支援：入学試験の実施方法に関する支援

大学入試センター試験における障害受験生に対する特別措置として実施されている問題作成や受験時の配慮が参考になる。ただし、これらの具体的な方法についての情報収集を行っておく必要がある。

2) 受講支援：入学後の受講科目に応じた支援

多くの大学の場合、当面の間は常時障害学生が多数在籍する可能性は少なく、また障害の状況によって必要となる配慮内容が異なることから、常にすべての配慮内容を準備しておくことは困難である。したがって、実際の支援においては、他の大学等において実施されてきた支援内容を把握しておき、先行履修登録等によりニーズが生じた際に、迅速に対応できる体制を整備しておくことが必要である。

3) 研究支援：図書館の利用、情報収集、論文執筆における支援

院生の場合には、特に論文作成に関連する様々な支援が必要となり、しかも専門的な支援内容が含まれる。このため、所属する研究室の教官による支援が重要であるが、専攻や研究室の院生によるボランティアの確保も必要である。また、特に研究の実施においては、ITを活用した支援も今後ますます重要性を増すものと考えられる(広瀬, 2001, 2002)。

4) 生活支援：通学及び宿舎での生活における日常的な支援

まず大学校舎や宿舎等の動線を検証し、計画的な改修が必要である。また、生活支援では、特に障害学生の自立を支援するために、ボランティアの養成と活用が不可欠である。障害理解に関する授業と連動させるなどの工夫により、ボランティア学生と障害学生の双方にメリットを見出すことのできるシステムの形成が望ましい。

なお、研究支援、生活支援においては、障害学生の非常時における安全性の確保が重要な課題である。特に、単独行動をとる可能性のある院生室や図書館の書庫などにおいては、聴覚障害者の避難誘導を可能にするパトライトなどの諸設備の整備が急務である。

3. 学生支援の実施過程における手続きの整備

障害学生支援を効率よく実現するために、また事実に基づいて支援を実施していくために、一連の支援手続きを明確化しておくことが必要である。具体的には、上述した支援手続きを進めるために、以下のような書類様式の整備を行い、支援過程を確実に記録に残しておくことが必要である。

- 1) 支援室に対して配慮に関する最初の意思表示をするための申請書類と、配慮を必要とすることを証明するための証拠書類。
- 2) 希望する配慮の内容が具体的に記述されている申請書類と受講科目の一覧。
- 3) 障害状況や学習・研究内容に基づき、適切であると判断された配慮内容を学生に伝達するための書類。
- 4) 配慮内容を実現していく際に、障害の状況や個人的な情報をどの範囲の関係者まで共有してよいかを確定するための同意書。
- 5) 適切であると判断された配慮内容を学生が授業者に伝達した際に、授業者からその配慮内容に対する回答を受けるための書類。

これらの手続きは、支援の実現における必要最低限の手続きである。実際の支援過程においては、支援室が学生と授業者の間にたって話し合いの仲介をすることも必要になる。また、このような支援手続きをホームページ上において広く公開することにより、在学生のみならず、入学希望者も入学後の支援についての情報を得ることが可能となる。

4. 学生支援実施時の責任の明確化

学生自身は支援に関する申請を自発的に行う責任があり、その申請は事実に基づくものでなければならない。またその申請に基づいて実施される配慮に対しても責任を負う義務があり、変更が生じた場合には速やかに申し出なければならない。まず、これらの学生自身による責任内容を明示しておく必要がある。

このような手続きを進める際に最も配慮すべきことは、支援対象が障害のある学生であることである。支援の実現のためには、障害に関する情報を学生自身から提供してもらうことになるため、そこで得た個人情報に厳重に管理することの責任を支援に関わる者全員が十分に認識していなければならない。

さらに、特別な配慮を必要とする学生が受講者の中にいる場合には、授業者はそれに応じるための最大限の努力を払う責任があることも明示されていなければならない。しかしながら、全ての教官が障害に関する

十分な知識を持っているわけではない。したがって、支援室が授業者を支援したり、障害に関する理解を促すためのファカルティ・ディベロップメントの実施が必要となる(広瀬, 2001)。

また、これらのことを明記した支援室そのもののガイドブック、支援を受ける学生のためのガイドブック、授業者へのガイドブックの作成も必要である。

5. 支援資金の確保と運用方法

障害学生支援においては、録音、点訳、手話通訳など、様々な活動において実施のための資金が必要となる。それらの資金を安定的に確保していかなければならないが、常に同じ支援内容が要求されるわけではなく、予算化が困難な側面もある。このため、必要に応じて出費できるように、支援資金を大学がプールしておくようなシステムが必要である。また、常に十分な資金が得られることは期待できないことから、募金等の方法による収入の増加を図るとともに、学内に存在する物的、人的資源を有効に活用していく努力が必要である。

V. おわりに

本研究は、高等教育に学ぶ障害学生を支援するためのシステムの構築を目標に、その支援において求められる実施手順と支援内容を明らかにし、さらにその構築過程において必然的に検討が求められる諸課題を整理しておくことを目的として実施された。アメリカの大学における支援システムに関する調査より、一連の支援手順と支援内容の概要を把握することができた。ただし、調査対象となった大学はいずれも大規模な大学であり、常に多くの障害学生が在籍している状況にあった。このようなことから、今後、地域資源の乏しい地方に位置し、しかも小規模な大学において、同様の支援を実現していくための方策を検討していかなければならない。そのためには、ITの有効活用を含めた検討が必要不可欠であると考えられる。また、本研究において得られた成果は、決して高等教育に限定された成果ではなく、初等、中等教育における障害のある児童、生徒を対象とした特別支援教育の実施においても、当然配慮されるべき内容を含んでいる。したがって、さらにこのような検討を進めることにより、同じ小規模な組織である小学校、中学校における障害児童、生徒に対する支援体制についても、その実現方法を具体化していくことができると考える。

参考文献

- 広瀬洋子 2001 高等教育機関における障害者のための学習支援に関するFDの必要性. メディア教育開発センター研究報告, 26, 160-169.
- 広瀬洋子 2002 米国の高等教育における障害者支援システム:AHEADの活動-オレゴン州の事例から. 教育と医学, 50, 1121-1127.
- Lane Community College 2003-2004 Catalog.
- Lane Community College, Disability Services
<http://www.lanecollege.edu/disability/>
- 文部科学省大学共同利用機関メディア教育開発センター http://www.nime.ac.jp/index_ie.html
- 大庭重治 2004 障害学生の学習・研究を支援する一支援システムの構築に向けて-。発達支援研究, 6, 1-29.
- 鈴木陽子 2002 障害者の高等教育. OT ジャーナル, 36, 1402-1404.
- 鈴木陽子 2003 障害者の高等教育推進のための学術調査. 平成13年度～平成14年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(I)) 研究成果報告書.
- University of Oregon 2003-2004 Catalog.
- University of Oregon, Academic Learning Services
<http://als.uoregon.edu/>
University of Oregon, Disability Services
<http://ds.uoregon.edu/>
University of Oregon, Faculty Guidebook
http://ds.uoregon.edu/fac_guide/
University of Washington, Disability Services Office
<http://www.washington.edu/admin/eoo/dso/>
University of Washington, DO-IT
<http://www.washington.edu/doit/>

付記

本研究の実施にあたり、オレゴン大学の Steve Pickett 氏, レイン・コミュニティー・カレッジの Nancy Hart 氏, David Leung 氏, ワシントン大学の Dyane Haynes 氏, Dan Comden 氏を始めとして、多くの方々より多大なるご協力を頂きました。また、メディア教育開発センターの広瀬洋子氏からは調査に関するアドバイスを頂きました。ここに記して、感謝申し上げます。なお、本研究は上越教育大学研究プロジェクトの一環として実施されたものであり、調査に際しては上越教育大学学長裁量経費より補助を受けた。

Support System for the Students with Disabilities in Higher Education: Referring to the System of the Universities in the United States

Shigeji OHBA

(Division of Special Education, Joetsu University of Education)

In recent years, many students with disabilities have come to go to a university in Japan. When a student with disability enters the university, the university have to understand the situation of his/her disability, and to improve and guarantee study/research environment under enrollment in the university. For this reason, some universities formulate the support system for the students with disabilities and are striving for their support from all university-standpoints. However, especially, in the small-scale National Universities in a district, the correspondence is late greatly, and the remedy is called for. In this research, the author visited the universities in the United States in which the support system for the students with disabilities have established, and collected information about the system. From the results, a series of support procedure and concrete contents of support were arranged and some subjects which should be considered in case the university would formulate the support system were examined.

KEY WORDS: the United States, visiting investigation, higher education, study/research support system, student with disability